

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成30年6月8日(金) 午後2時00分から4時00分
場 所	埼玉県知事公館 中会議室
出席者数	11名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、齋藤委員、棚橋委員、泉谷委員、張替委員、水野委員、中村委員、春原委員、野々口委員
欠席委員	徳田委員、小川委員、鳥居委員
諮問事項 その他	(1) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について (2) 青少年健全育成施策・取組について ア 青少年健全育成の取組について イ 青少年健全育成条例に基づく立入調査について ウ 青少年「街の応援団」事業について

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

矢嶋県民生活部長

4 議事録署名委員の指名

齋藤委員、中村委員

5 埼玉県青少年健全育成審議会について

事務局から今年度の審議会日程について説明した。

6 議事要旨

議事（1）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について

事務局から、資料1-1により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（東会長）

旧プランの評価の仕方について確認するが、目標値と実績値の数値を事務局が比較して評価したのか、または、評価体制があって、そこが評価したのか。また、埼玉県のホームページにおいて、この評価は公表されるのか。

（事務局）

評価については、県の5か年計画の評価の手法に則って行っている。また、公表については、A、B、C、Dの評価を含めて公表することとしている。

（東会長）

保育所の待機児童数は、策定時に1,186人が実績値で1,258人に増えており、目標値の550人にははるかに届いていない。しかし、策定時より改善されたというC評価になっている。数字だけ見るとC評価でいいのかと誤解してしまうが、これはどういうことか。

（事務局）

保育所待機児童数は、待機児童の定義が策定時と実績時で異なっているという事情がある。

例えば、保育所に入れなかったために育児休業を取得する場合、待機児童に含まれないことができるとされていたものが、保育所に入れなかったためにやむを得ず育児休業を取得するのだから、入所後の復職の意思が確認できた場合、待機児童

に含めることになった。

従来の定義での実績値は1,012人であり、策定時より改善されていることから、C評価としている。

(東会長)

このままだと、定義の違う数字の比較となり、県民の方には分かりにくいと思う。定義を統一した数字にする等、書き方を工夫した方がよい。

(事務局)

公表時には分かりやすい表記とする。

(春原委員)

資料1-1の新プラン(平成30年度～平成34年度)指標の「3 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合」の、不安定雇用者の定義はどこかに掲載されているのか。

(事務局)

「非正規雇用」と、「一時的に仕事に就いた者」を不安定雇用者として定義している。

(春原委員)

県内大学の新卒者は何人いるのか。

(事務局)

平成29年3月の数字になるが、卒業生22,767人、うち就職者の総数18,572人、うち正規雇用17,623人、非正規雇用949人、一時的仕事451人となっている。残りの1,792人は進学・就職せずとなっている。

(春原委員)

不安定雇用者の全国平均や他県と比較しての水準はどうなっているか。

(事務局)

平成29年3月の数字では、埼玉県は6.1%で、全国で40位となっている。それを全国レベルまで改善しようということで、県の5か年計画に指標として取り上げるとともに、青少年健全育成・支援プランでも指標とした。全国平均については、4.9%である。

(東会長)

この部分については、新プランの審議の際もかなり話題になった。県外から

の学生もいるが、県内大学として絞った指標も無意味ではないだろうという判断で指標としたところである。

それから、私からの意見だが、来年度から新しい高等教育機関として、専門職大学が始まる。このプランの期間中に、専門学校等が学士を取得できる大学になっていくことが予想される。どのくらいの校数になるかは分からないが、それらの専門職大学も県内大学として、対象にしていった方がよいと思う。

埼玉県の不安定雇用者の割合が高い理由は何か。

(事務局)

これが理由であるとはっきりとしたことは申し上げられないが、都市部は地方と比較してアルバイトの時給が高く求人も多いため、アルバイトを一時的な就職先とする学生が多いことも理由としてあげられるのではないかと分析しているところである。

なお、埼玉県内の大学を卒業した77%が正社員として就職しており、これは全国第2位という高い水準になっている

(中村委員)

資料1-1の「不登校（年間30日以上）児童・生徒数について、小学校の方は増えているが中学校との合算では減少しているため、策定時より改善されたというC評価になっている。小学校の不登校は非常に問題となっており、C評価は違和感を感じる。

(事務局)

県の5か年計画と青少年健全育成・支援プランの評価がリンクしており、5か年計画の評価と合致させる必要がある。

総合的に多少改善していることからC評価としている。

(中村委員)

大きな課題となっていることは認識してほしい。

(東会長)

全国的にはこの4年間で小学校も中学校もかなり不登校が増加していて、その増え方と比較すると数字的にはかなり努力しているのは確かである。

(野々口委員)

資料1-1「児童虐待相談のうち助言・指導により解決した割合」についてA評価になっているが、これは、児童相談所に相談があったものということか。虐待件数が減っているとは思えず、また、児童相談所の職員数が足りないこともあり、相談しても対応してもらえないという話を聞いている。

(事務局)

児童相談所と市町村で受けつけた児童虐待に関する相談のうち、早期に解決できた件数である。

(春原委員)

「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち実現した割合」について、策定時 70%であるのに対し、目標値が 90%と高い設定になっている。何か理由があるのか。

(事務局)

一般就労を希望する生徒の希望を可能な限り実現し、社会的に自立させることを目指しての目標値である。

平成 22 年度 70%、平成 23 年度 73.2%、平成 24 年度 76.2%と順調に推移し、その延長線上に平成 28 年度の目標 90%があった。実際には毎年度状況が変わりアップダウンがあるため、最終的に実績値としては 75.4%になった。

(春原委員)

平成 27 年度の実績値は。

(事務局)

平成 27 年度は 83.8%で、ここ数年でもっとも高い数値となっている。平成 26 年度は 71.1%であり、上がった、下がったを繰り返している。

(東会長)

新プランでは、目標値が 100%というものもある。担当課によって目標値の設定の仕方に違いがある。

旧プランの評価を活用しながら、スタートした新プランの取組をお願いしたい。

議事（２）青少年健全育成施策・取組について ア 青少年健全育成の取組について

事務局から、資料２－１、２－１－１～２－１－７により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（春原委員）

平成３０年度予算額が記載されているが、我々には多いか少ないか分からないので、前年比で大きく増減したものや、新規事業の有無について教えてほしい。

（事務局）

大きく変更があったものは、資料２－１「４ 子どものための安全・安心な環境づくり事業の実施」である。昨年度、ネットアドバイザーは５６人だったが、講座のニーズが増えているため１００人程度まで増やすこととし、新規募集とその養成のため、平成２９年度予算で２９８万円だったものを１，４１８万円へと増額した。

新規事業については、資料２－１－１にある「夢のかけはし教室」について、平成２９年度までは夢のかけはし事業として同様の事業を実施していたが、今年度はＡＩ時代に対応するため、ホスピタリティ系、システム系などの分野に注力し、内容を組み換えて実施することとしている。

また、完全な新規事業ではないが、「１ 青少年健全育成施策の総合的な推進」として、困難を有する子供・若者を支援するために、相談機関の情報を一元化して提供したり、支援機関が連携できるような研修会の実施を予定している。

（春原委員）

予算が削減されている事業はあるか。

（事務局）

県庁全体の予算削減が一律にあるので、今増額について御説明した事業のほかは、一律で少しずつ削減されている。

（東会長）

資料２－１－３「みんなの力でいじめをなくそう」というチラシは、小学生にも配布されるのか。配布対象を知りたい。

（事務局）

特に小学校を対象として配布しているわけではない。イベントで配布したり、同じデザインでポスターを作成したので、銀行、駅に掲出していただいている。

市町村で希望があるところに対しても配布している。

(中村委員)

全児童に配布したいと思うが、市町村から希望した場合、何枚くらい配布されるのか。

(事務局)

現在、在庫は約 3,000 枚である。

御意見を踏まえ、配布先、必要枚数について精査したい。

(東会長)

子供が見ても電話できる連絡先等の情報が入っているのはよいと思うが、子供に配布されていないと意味がない。

このチラシでは子供が全て漢字で表記されている。行政文書では、「子供」と漢字で表記すると聞いているが、青少年課事業概要の 8 では「埼玉子ども支援ネットワーク事業」として、「子ども」が使われている。配布対象や事業の性質に応じて表記を変えてもよいということであれば、このチラシは「子ども」でもよいと思う。小学生に配布するなら、ひらがな表記の「子ども」の方がなじみやすいのではないか。

文部科学省では漢字表記にしたこともあって、行政文書では「子供」とするのは分かるが、誰が読むかによって表記の仕方を判断し、増刷時に修正できるのならば「子ども」でもよいのではないか

議事（２）青少年健全育成施策・取組について イ 青少年健全育成条例に基づく立入調査について

事務局から、資料２－２により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（泉谷委員）

立入調査の対象となる店舗の業種にゲームセンターが入っていないのはなぜか。

（事務局）

ゲームセンターは風営法の立入調査の対象店舗になっているため、青少年健全育成条例ではそれ以外の業種を重点的な立入調査の対象としている。

（棚橋委員）

２４時間営業のファミリーレストランに立入調査をすることはあるか。

（事務局）

現時点では立入調査の対象とはしていない。ただし、刃物を所持した通り魔事件等の発生や、社会情勢の変化などに応じて、対象店舗とする可能性はある。

（東会長）

複合的な遊戯施設などは、表中ではどこに分類されるのか。

（事務局）

ネットカフェに分類される場合や、風営法の許可を受けている施設か否かにより、ゲームセンターに分類される場合などがある。

（泉谷委員）

風営法の対象となるか否かは、風営法の許可の対象機種があるかどうかによって分かれる。複合的な遊戯施設で、同一業者が風営法の許可の対象となる機種と対象外の機種を両方持っているケースがあり、この場合は風営法の立入調査の対象となる。

風営法では営業時間は夜の１２時まで。風営法の許可に該当しないところは２４時間営業が可能となる。

（野々口委員）

時間について質問がある。中学生の補導対象時間は夜１１時までだったと思うが、「青少年」という枠の中で、小学生は何時まで、中学生は何時までと分けて規定されているのか教えていただきたい。

また、深夜はいかい禁止という場合の「深夜」とは何時から何時までか。

(事務局)

「深夜」の根拠は、埼玉県青少年健全育成条例により、午後11時～午前4時としており、その時間帯は連れまわしてはいけないと規定している。

また、「18歳未満の者」として規定されているため、小学生、中学生などの区別はない。

(東会長)

資料2-2「立入調査・実施店舗数」をみると、地域によっては0件のものがある。実施方法が異なるのか、地域の健全度が異なるのか。

(事務局)

地域による違いはないと思われる。可能性として考えられるのは、例えば、新しく入ったアルバイト店員等に対する周知不足で、青少年の目に触れてはいけない書籍を不適切な場所に陳列したり、深夜の入店時に帰宅勧奨しなかったなどのケースが考えられる。

(東会長)

指導の内容とその割合はどうなっているか。深夜までいたからなのか、有害図書があったからなのか、この資料では分からなかったので教えてほしい。

(事務局)

詳細を申し上げると、インターネットカフェの2店舗では、区分陳列不備、つまり、青少年に見せてはいけない図書を見える場所に置く不備があったので指導した。また、深夜に入店してはいけないという表示が備えつけられていなかったため指導した。

そのほか、書店については、区分陳列不備、利用禁止の表示が外れていたこと、カラオケボックスでは、深夜入店禁止の表示が外れていたこと、コンビニエンスストアでは、区分陳列不備、利用禁止の表示が外れていたことなどの指導をした。

(東会長)

フィルタリング利用状況については、この審議会でも審議してきたところだが、性犯罪の被害者101名のうち、フィルタリングの利用状況が分かっているのは84名、そのうち79名がフィルタリング未利用だったというデータが示された。これは、県としてフィルタリングの利用をもっと推進したいということよろしいか。

現時点でどのような対策が考えられるか、委員の御意見をいただきたい。

(野々口委員)

青少年が利用するスマートフォンへのフィルタリングが義務付けられ、保護者が書面を出さないとフィルタリングの解除ができないことになった。

この表に掲載されているデータは、義務付け前のものだが、それにしても、全国的な数字から見るととても少ない。

(東会長)

法が改正され、販売時点でフィルタリングが義務付けられ、解除する場合は書面の提出が必要となった。これが実行されるのはいつからか。

(事務局)

青少年インターネット環境整備法は、改正は昨年6月で、施行は本年2月1日からである。

条例は4月から施行している。

(東会長)

この性犯罪の被害にあった18歳未満の子供101名について、性犯罪の被害についてももう少し詳しく分かるか。例えば自撮りによる被害であるとか、JKビジネスの関係で被害にあったなど。

また、小、中、高校生別の割合などは分かるか。

(事務局)

101名の罪種別の被害状況は、県条例違反50名、児童ポルノ法38名、児童買春8名、強制性交2名、強制わいせつ1名、誘拐1、児童福祉法違反1名となっている。

小中高校生の割合は、高校生50名(49.5%)、中学生38名(37.6%)、小学生3名(3%)、その他10名となっている。

最年少の被害者は、11歳である。

(東会長)

最も多い条例違反の内容は、具体的にどのようなものか。

(事務局)

県条例違反の50件の詳細は分からないが、分かっているのは、深夜の連れまわしや、18歳未満と知りながら金銭のやりとりや買春など金銭の供与がなく性行為等に及んでいるという2つの違反が考えられる。

(東会長)

約9割がフィルタリングを使っていなかったことが背景にある可能性がある

るとのことである。

フィルタリングをしても、子供は簡単に外せてしまうものか。

(事務局)

内閣府の調査では、フィルタリングを利用していない家庭のうち7.8%はフィルタリングを解除したものであるとのデータがある。この解除は、親がしたものか、子供がしたものかは不明である。

(東会長)

SIMと本体を別々に購入した場合、フィルタリングはかけられるのか。

(事務職)

今回の法改正は、インターネットの契約をしたときにフィルタリングの義務が発生するものなので、本体のみ購入した場合には何ら義務は発生しないが、SIMを購入した際にはフィルタリングの義務が発生する。

(齋藤委員)

青少年課の事業概要の説明の中で、予算を増額しているネットアドバイザーについて、今後どれだけ増やせるのかがポイントになると考える。

県内の高校でどれだけの割合でネットアドバイザーを派遣して講習や研修を実施しているのか。年2回なのか、数年に1回なのか、回数を含めて徹底していくとよいと思う。

(事務局)

ネットアドバイザーの予算を増額したので、体制を整えて取り組んでいく。これまでは小、中学生が中心だったので、今後は高校生も積極的に対象としていきたい。

(東会長)

先ほどの事業概要で、小中学校「等」となっていたが、高校生にも拡大するということである。

監視アプリやiフィルタは効果があるのか。インストールすれば自動的にフィルタリングしてくれると考えてよいのか。

(野々口委員)

iフィルタはフィルタリングのアプリである。フィルタリングが義務付けされたので逆にiフィルタは必要なくなった。

ただ、iフィルタはゲーム機にもフィルタリングをかけられるし、ほかのネット接続可能な機器に利用できるものが数多くあるので、その点は有効である。

「SNSで知り合って」という性犯罪は、ツイッターで知り合って、LINEのIDを交換して、LINEでやりとりして、というような流れが多いと思われるが、LINEそのものはフィルタリングにかからない。

LINEにフィルタリングがかかってしまうと、子供たちはフィルタリングをかけたくなる。ネットで知り合った人をどこまで信用できるかということだと思う。

(東会長)

確かに、フィルタリングだけかければよいという問題ではなく、フィルタリングをかけようがかけてまいが、SNS上の関係の中でいろいろなことが起きている。そこはフィルタリングをかけることができない。恐らく、この対策だけでは完全な効果は期待できない。

(野々口委員)

フィルタリングは、有害情報を物理的に遮断しようというような意味合いのものである。

(東会長)

フィルタリングのその先が問題である。ツイッターとかLINEの使い方の中でいろいろなトラブルが発生している。そこにどう対策していくかが非常に重要である。

ネットアドバイザーを増やすことは非常にいいことだし、まだ全然足りていないのだろうと思う。

私も高校へ行って話を聞くと、ネットアドバイザーのような人がいるのかと聞かれるので、その存在を伝えている。

高校では、ツイッターで複数のアカウントを作って匿名でやりとりするので、先生方はその部分への指導に困っているという話をよく聞く。そのあたりを今後の検討課題とさせていただければと思う。

議事（２）青少年健全育成施策・取組について ウ 青少年「街の応援団」事業について

事務局から、資料２－３－１、２－３－２により説明するとともに、動画「教えて！声かけ・非行防止パトロール」を視聴し、委員から次のとおり質疑等があった。

（東会長）

事務局からの説明と、その後動画も見ていただいた。

この「街の応援団」事業について、何か質問や、取組を拡大するアイデア等御意見があればお願いしたい。

ポケットリーフレットにはどのようなことが記載されているか。あれば委員に配布してほしい。どんな相談窓口がある分わかりやすいと思う。

（事務局）

（追加配布後）ポケットリーフレットには、国・県・NPO等関係各所の子供たちが相談できる窓口をリストアップして掲載している。配布対象は子供たちである。

（野々口委員）

この取組は、埼玉県内の全市町村が対象となっているのか。街の応援団に登録した市町村だけが対象か。

（事務局）

市町村から応援団に加入したいという申し出を受けて県が認定し、現在１６市町が登録されている。

資料２－３－１の１ページ目「２ 活動内容と役割」の埼玉県のところを御覧いただきたい。座学研修の開催については、全市町村を対象として受講の声かけをしている。

実際のパトロールに日本ガーディアン・エンジェルスが同行して助言をしていただく現地研修については、応援団に登録された市町を対象としている。また、赤いベスト等のグッズを必要に応じて支給している。

市町村によっては既に自分たちで研修を実施したり、自分たちでユニフォームを持っているところもあるので、支援メニューは必要ないという考えから「街の応援団」に登録しない市町村もある。

（中村委員）

吉川市も実施団体として登録し、「街の応援団」事業を実施している。青少年関係の施策について、吉川市では教育委員会が所管しており、教育委員会の中で青少年健全育成事業を実施している。

吉川市には少年センター、以前は補導センターと呼ばれたものがあり、補導員さんがいて補導活動をしているが、それとは別に「街の応援団」に手を挙げた。

年に4回ほどの活動を予定しており、先日1回目を実施したところである。今後、経験を生かして別のところでも活躍していただきたいと考えているところである。

各委員のお住まいの地域で、こういったことはとても良い取組なので、自治体に働きかけていただくとよいと思う。

(事務局)

資料2-3-1の2ページ目の下の写真を御覧いただくと、最前列の左から3番目の方が八坂祭青年会の方である。法被を着て参加していただき、結団式を大いに盛り上げていただいた。

(東会長)

多世代に渡って、いろいろなことができて良いと思う。

(東会長)

こういった活動があるということを御承知いただいて、今後普及するアイデア等あればまた御意見等いただきたい。

議事（3）その他

（東会長）

最後に、議題のその他として何かあるか。

（野々口委員）

昨年度からこの審議会の委員になり強く感じていたことがある。

青少年を取り巻く環境の中で、青少年が一番多く時間を過ごしているのは学校だと思う。しかし、教育現場のことについて、この審議会の中ではあまり話し合われていない。学校は、生徒にとって安心・安全で、信頼のおける先生に守られている場所であるということが一番いいと思うが、先生方の不祥事が埼玉でも目立っている印象である。

最近取沙汰されてきたが、部活動でのパワハラなども問題視されている中で、子供たちが多くの時間を過ごす学校という環境について、この審議会でも話し合った方がいいのではないか。

（東会長）

今後の議題の中で、多少そうしたことを考慮したいと思う。

基本的には、行政の枠組みでは、学校教育については教育委員会、青少年の健全育成に関しては青少年課等という縦割りになっている。学校教育に係る事項については、総合的な視点から、連動する問題を検討する方向で考えたい。例えば、SNS等の学校内外での検討が必要なこともある。そうした問題を含めて、今後検討する議題を考えていきたいと思う。

（春原委員）

本日の県予算の説明のところで、これでよいのかと思う点がある。

資料2-1「4 子供のための安全・安心な環境づくり事業の実施」については、昨年度約300万円だったものが約1400万円になっているということで、これは非常に良いと思う。

それと比較すると、「5 いじめ問題対策の推進」については、前年から増額されておらず、300万円の予算とのことだが、先ほど野々口委員がおっしゃっていたように、内在化した問題が多い。カウンセラーをやっていると、教師によるパワハラが非常に多いことがわかる。言うともっといじめられるということで、なかなか表に出にくい。人・モノ・金というが、やはりもっとここを掘り下げて取り組んでおかないと、大変な問題になる。もっと重点をおき、予算をもっと配分し、人的にも増強する必要があると思う。いじめ問題はかなり根深い。

(東会長)

貴重な御意見をいただいた。

議題やテーマについてアイデアがあれば、いただいて加味しながら設定していきたい。

その他、事務局から連絡事項はあるか。

(事務局)

次回、第2回審議会の日程について、9月13日午後で提案したい。

(東会長)

次回、9月13日の午後で予定したいということで、各委員には御検討いただくようお願いする。

長時間にわたり、多様な御意見をいただき感謝する。

以上で本日の議題は終了とする。

議事終了